

ケアサポートゆう

指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ゆう（以下当事業所という）が行なう指定居宅介護支援事業（以下「支援」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険の被保険者及びその家族に対し、適正な介護相談、介護計画等の介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、市町村、居宅サービス事業を行なう者、介護保険施設等との連絡調整を行なう。

3 被保険者の要介護認定等に係わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行なう。又、被保険者の申請が行なわれているか否かを確認してその支援も行なう。

4 居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。

5 市町村から介護認定の委託を受けた場合は、公立・中立・さらに被保険者に対し、正しい調査を行なう。

6 介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービスの種類などが特定の事業者に不当に偏る事がないように公正・中立に行なう。

7 支援の提供に当たっては、親切丁寧に行なうことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。

8 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合は、他職種相互の協働等により連携の体制を作り、利用者の状況や変化に応じた支援を行う。

9 感染症の発生及び、まん延防止等に関する取り組みを実施する。

委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練の実施を計画する。

10 感染症や災害が発生しても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。

11 認知症対応力の向上のために、専門知識習得の機会を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 ケアサポートゆう

(2) 所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上118番地1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種、員数

① 管理者 ・主任介護支援専門員1名(常勤)

② 主任介護支援専門員 2名(常勤)

③ 介護支援専門員 3名(常勤)

④ 介護支援専門員 若干名(常勤・兼務)

(但し、介護保険法の人員基準に準じる)

(2) 職務内容

① 管理者は、主任介護支援専門員を要し、当事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

ただし、職務の進行に支障の無い範囲で他の事業を兼務する事ができる。

③ 主任介護支援専門員は、他の介護支援専門員への指導・助言や地域全体の包括的・継続的なケアマネジメントを担う。

② 介護支援専門員は第2条の規程に基づき、居宅サービス計画を作成するとともにサービス担当者会議を招集し、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他必要な事項を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始(12月30日から1月3日まで)除く。

(2) 営業時間

午前8時から午後5時までとする。

(3) その他

緊急等の場合は電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(転送により24時間体制が可能)

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供内容は次の通りとする。

*** 居宅サービス計画の作成方法**

身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面から、要介護状態等にあるご利用者の状況を総合的にとらえ、ご利用者のご相談内容に対応できる厚生労働省で定める本標準課題分析項目により、居宅サービス計画

を作成します。

＊ **相談受付場所**

ご利用者のご自宅、またはご利用者（及びそのご家族）が指定される場所
当事業所内の相談室または会議室

＊ **介護支援専門員の居宅訪問頻度**

原則として１ヶ月に１度の訪問させていただきますが、その他必要に応じて
随時実施致します。

＊ **サービス担当者会議の開催**

ご利用者サービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者会議を
開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。開催場所は、当事業
所の相談室または必要に応じその場所を決定し、開催致します。

事 項	有無	備 考
介 護 支 援 専 門 員	○	変更を希望される方はご相談下さい。
調 査（課題把握）方法	—	厚生労働省で定める本標準課題分析項目
介護支援専門員への研修実施	○	継続研修を実施します。（認知症専門研修含む）
解 約	○	重要事項説明書のとおり。

- 2 管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時または利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。また訪問は必要に応じて実施する。
- 3 被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに市町村の委託の介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。
また、要介護認定を受けた者から当事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期限を確かめる。
- 4 介護認定における委託調査については、調査の留意事項に精通し、市町村民に公平・中立で正確な調査を行なう。
- 5 市町村内の被保険者から介護を有するものの発見に努め、介護認定の申請が行なわれているか確認し、行なわれていない場合は被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
- 6 要介護認定者等の更新申請を現在の要介護認定等の有効期間が終了する１ヶ月前からできるように必要な支援をする。
- 7 要介護認定者の居宅サービス等の多様なサービスをサービス提供事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行なう。計画に位置付ける居宅サービス事業所については、複数

の事業所の紹介とケアプランに位置づけた理由を説明する。

その計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求める。

- 8 公立・中正なケアマネジメントの確保を図るために、利用開始時、ケアプランに位置付けたサービス割合等を希望する利用者に説明する。
- 9 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成する。

- 10 支援の提供については、正当な理由がない限り拒否しない。

（事業の内容）

第7条 事業の内容には次の通りとする。

- （1）市町村から委託を受けて行なう訪問調査
- （2）居宅サービス計画の作成
- （3）サービスの実施状況の継続的な把握及び評価
- （4）介護保険施設への紹介等
- （5）介護支援の利用にかかる代行申請

- 2 前項のうち居宅サービス計画の作成については、以下のとおりとする。

- （1）利用者への情報提供
居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者及び家族に対し適切な相談、助言を行なう。また当該地区における指定居宅サービスの選択をできるようにする。
- （2）利用者の実態把握
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、環境、利用者が抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、実態の把握に努めなければならない。
- （3）サービス担当者会議
介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
- （4）会議や多職種連携における ICT の活用
各種会議において、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用して、実施します。
- （5）医療と介護の連携
介護支援専門員は、利用者等に、担当者名を明確に伝え、主治医等に連絡を依頼しなければならない。
介護支援専門員は、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題・服薬状況に関する情報を把握した場合は、主治の医師等に必要な情報

を伝えなければならない。医療系のサービスを希望している場合は、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めるが、そのケアプランを主治医等に対して交付する。

また、利用者が入退院の場合は、医療機関と総合的に連携する。

(6) 障害福祉サービス事業者との連携

介護支援専門員は、障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合において、特定相談支援事業者との連携に努める。

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は利用者、家族に対しサービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

3 サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行なう。

4 介護保険施設の紹介等

- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合または、利用者が介護保険施設等への入院または、入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行なう。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料その他の費用の額)

- (8) 利用料その他の費用の額については、次のとおりとする。

(ア) 代行申請、居宅サービス計画作成費については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領分の場合であるときは無料とする。

(イ) 実施地区以外から利用者の要請があった場合は、交通費について利用者の同意を得てから下記の実費を徴収する。

実施地区の境界から 10km まで 50 円 / 1 km

10km を超える場合 40 円 / 1 km

(ウ) 利用料は案内、掲示等により明示し、利用者または家族等の理解を得て徴収する。

(通常の実施地区)

- (9) 支援事業の実施地区は、七戸町（旧天間林村）とする。

(従業者の健康管理)

第10条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なう。
(秘密保持)

第11条 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護支援専門員その他の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ておかなければならない。

(苦情処理)

第12条 自ら提供した指定居宅介護支援、または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

2 苦情処理を適切に行なうために必要な措置を別途講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第13条 介護支援専門員は、支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 運営規程の概要や勤務体制など、サービスの選択に必要な重要事項を、閲覧可能な形で、ファイル等で適切な場所に備える。

2 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要または、サービス提供事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

3 介護支援専門員の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修 採用時研修 採用後1ヶ月以内。

(2) 継続研修 年1～2回

(3) 介護支援専門員の資質向上のために、定期的な会議を開催する。

4 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力または、体制を確保する。

5 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。

利用者以外にも、ヤングケアラー・障害者・生活困窮者・難病患者等への支援に関する知識等に関する事例検討・研修等を実施する。

6 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会等実施する。

7 利用者人権の擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生または、その再発を防止するために必要な指針の整備を行う。

8 男女雇用均等法等におけるハラスメント対策を事業所の責務において適切

に講じる。

- 9 具体的に、事業継続計画（BCP）を作成し、感染症・災害時・虐待防止・各
ハラスメント防止のための研修・委員会の開催・訓練等に努める。
- 10 設備、備品、従業者、会計に関する諸記録の整備を行なう。
また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記
録整備を完結の日から2年間保存しなければならない。
- 11 会計は、他の会計と区分し、毎年1月1日から翌年の12月末日の会計期間
とする。
- 12 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は代表取締役が定める
ものとする。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、取締役会による。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

改正 市町村合併より住所変更。平成17年4月1日

改正 主任介護支援専門員の項目を追加
平成21年4月1日

改正 地域包括支援センターからの支援困難ケース対応を追加
平成24年4月1日

改正 常勤配置の人数変更・介護支援専門員実務研修における協力体制の追加
居宅サービス等の担当者から、個別サービス計画の提出項目追加
平成27年4月1日

改正 通常実施地区から野辺地町を除外する。平成28年4月1日

改正 平成30年度介護報酬改定に関する義務時項と算定要件の追加
平成30年4月1日

改正 課題分析方法を厚生労働省で定める「本標準課題分析項目」に変更
令和2年3月1日

改正 令和3年介護報酬改定により項目の追加 令和3年4月1日
支援地域を七戸町にする。

改正 令和6年4月1日 特定事業所算定要件（8）を5に追記する。

改正 令和7年3月1日 支援地域を七戸町（旧天間林村）にする。

付帯決議 行政庁の許可にあたり、字句修正の必要がある場合は、趣旨に反しない範囲
に於いて、その修正を代表取締役に一任する。